

## 酒田市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 24 条に規定する保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用児童の範囲)

第 3 条 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)を利用することができる児童は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の区分により同法第 20 条第 3 項の認定を受けた児童とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童は、利用することができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に規定する感染症(以下「感染症」という。)に罹患している者
- (2) 身体が虚弱で保育に耐えられない者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、集団的保育を実施することが適当でないことを認める者

(入所の申込み)

第 4 条 保育所等の利用を希望する児童の保護者は、酒田市子ども・子育て支援法施行細則(令和元年規則第〇号)第 3 条に定める施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育入所申込書により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込み(以下「入所申込み」という。)には、支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由(以下「保育を必要とする事由」という。)に該当することを証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 入所申込みを行った者(以下「申込者」という。)は、入所申込み後にその内容に変更を生じた場合は、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(調査)

第 5 条 市長は、入所申込みがあった児童及び保護者(保育所等を利用する児童の保護者をいう。以下同じ。)の状況等について、保育を必要とする事由に係る状況及びその他必要な事項の調査を行うものとする。

(審査、選考及び決定)

第6条 市長は、入所申込みの内容及び前条に定める調査に基づき、入所申込みのあった保育所等の入所可能な児童数の範囲内でその内容を審査し、保育所等における保育の必要性が高い児童を選考し、順次保育の利用対象者を決定するものとする。

2 前項に定める審査は、別表第1に定める基本指数及び別表第2に定める調整指数で該当するものを合算して得られた指数の高いものから順次その順位を付し決定するものとする。ただし、同じ順位となった場合は、別表第3に定める優先区分の順位により上位の順位を決定するものとする。

(利用の承諾又は不承諾の通知)

第7条 市長は、入所申込みがあった児童について保育の利用を承諾したときは保育所等入所承諾書(様式第1号)により、承諾しないときは保育所等入所保留通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(利用の一時停止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童の保育所等への入所を一時停止することができる。

(1) 保育を受ける児童が感染症に罹患し、又はその他の理由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 保護者及び保育を利用する児童が管理上必要な指示に従わないとき。

(3) その他市長が保育の利用を不相当と認めるとき。

(継続入所手続)

第9条 保護者は、保育所等入所期間が市の会計年度を超えて継続する場合は、第4条第2項に定める書類を保育所等に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出を受けた保育所等の長は、その書類を市長に送付しなければならない。

(退所)

第10条 保護者は、保育所等から児童を退所させようとするときは、退所願(様式第3号)を保育所等を経由して市長に提出しなければならない。

(利用の解除)

第11条 市長は、保育の利用期間中の児童について、保育を必要とする事由に該当しなくなつたと認めるときは、保育の利用を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により保育の利用を解除するときは、保育所等利用解除通知書(様式第4号)により、当該児童の保護者及び保育所等に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、保育の利用に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。  
(酒田市の保育所等における保育の利用に関する条例施行規則の廃止)
- 2 酒田市の保育所等における保育の利用に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 123 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の酒田市の保育所等における保育の利用に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1(第 6 条関係)

事由	事由の内容	基本指数
1 居宅外労働 (自営業及び農業を含む。)	1 1 月当たり 180 時間以上 の労働をしている場合	13
	2 1 月当たり 150 時間以上 180 時間未満の労働をして いる場合	11
	3 1 月当たり 120 時間以上 150 時間未満の労働をして いる場合	9
	4 1 月当たり 100 時間以上 120 時間未満の労働をして いる場合	7
	5 1 月当たり月 80 時間以上 100 時間未満の労働をして いる場合	6
	6 1 月当たり月 60 時間以上 80 時間未満の労働をして いる場合	5

		7 1月当たり 48 時間以上 60 時間未満の労働をしている場合	4
2 内職	児童の保護者が、居宅内でその児童と離れて内職をすることを常態としているため、その児童に保育が必要であると認められる場合	1 1月当たり 180 時間以上居宅内で内職に従事している場合	9
		2 1月当たり月 150 時間以上 180 時間未満居宅内で内職に従事している場合	7
		3 1月当たり月 120 時間以上 150 時間未満居宅内で内職に従事している場合	6
		4 1月当たり月 80 時間以上 120 時間未満居宅内で内職に従事している場合	5
		5 1月当たり月 48 時間以上 80 時間未満居宅内で内職に従事している場合	4
3 求職活動等	児童の保護者が求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っているため、家庭保育が困難と認められる場合	1 生計中心者の失業	3
		2 求職中	1
4 就学等	児童の保護者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校に在学し、又は職業訓練を受けているため、家庭保育が困難と認められる場合	1 1月当たり 180 時間以上学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	13
		2 1月当たり 150 時間以上 180 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	11
		3 1月当たり 120 時間以	9

		上 150 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	
		4 1 月当たり 100 時間以上 120 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	7
		5 1 月当たり 80 時間以上 100 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	6
		6 1 月当たり 60 時間以上 80 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	5
		7 1 月当たり 48 時間以上 60 時間未満学校に在学し、又は職業訓練を受けている場合	4
5 疾病又は障がい	児童の保護者の疾病又は負傷のため、家庭保育が困難と認められる場合	1 入院(おおむね 1 か月以上とし、入院予定を含む。)又は入院以外の重篤な疾病	15
		2 加療安静(上記以外の場合)	6
		3 通院(週 2 回以上)	4
		4 通院(週 1 回以上 2 回未満)	3
		5 通院(週 1 回未満)	1
	児童の保護者の心身の障がいにより、家庭保育が困難と認められる場合	1 身体障害者手帳(障害等級が 1 級又は 2 級のものに限る。)の所持	15
		2 精神障害者保健福祉手	15

		帳(障害等級が1級又は2級のものに限る。)又は療育手帳(手帳に記載された障害の程度がAであるものに限る。)の所持	
		3 要介護4又は要介護5の認定を受けている場合	15
		4 身体障害者手帳(障害等級が3級又は4級のものに限る。)の所持	13
		5 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が3級のものに限る。)又は療育手帳(手帳に記載された障害の程度がBであるものに限る。)の所持	13
		6 要介護1、要介護2又は要介護3の認定を受けている場合	13
		7 身体障害者手帳(障害等級が5級以下のものに限る。)の所持	11
		8 要支援1又は要支援2の認定を受けている場合	11
6 病人等の介護	児童の保護者が同居の親族の介護又は看護をしなければならぬため、家庭保育が困難と認められる場合	1 身体障害者手帳(障害等級が1級又は2級のものに限る。)を所持する者の介護又は看護をする場合	13
		2 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級又は2級のものに限る。)又は療育手帳(手帳に記載された	13

		障害の程度が A であるものに限る。)を所持する者の介護又は看護をする場合	
		3 要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けている者の介護又は看護をする場合	13
		4 身体障害者手帳(障害等級が 3 級又は 4 級のものに限る。)を所持する者の介護又は看護をする場合	11
		5 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が 3 級のものに限る。)又は療育手帳(手帳に記載された障害の程度が B であるものに限る。)を所持する者の介護又は看護をする場合	11
		6 要介護 1、要介護 2 又は要介護 3 の認定を受けている者の介護又は看護をする場合	11
		7 身体障害者手帳(障害等級が 5 級以下のものに限る。)を所持する者の介護又は看護をする場合	9
		8 要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けている者の介護又は看護をする場合	9
	児童の保護者が同居の親族の施設への付添又は送迎をしなければならない	1 週 5 日以上 5 日未満の常時付添	11
		2 週 3 日以上 5 日未満の付添及び送迎	9

	ため、家庭保育が困難と認められる場合	3 週 3 日未満の付添及び送迎	7
7 災害復旧	児童の保護者が災害により損傷した家屋等の復旧に当たっているため、家庭保育が困難と認められる場合		15
8 虐待又は配偶者からの暴力等	児童の保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 1 条の 5 第 8 号の規定に該当する場合又はその他市長がこれに準ずると認める特別な事情がある場合		20
9 妊娠又は出産	児童の保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないことにより、家庭保育が困難と認められる場合		8

備考 この表において「1月」とは、入所申込みに係る添付が必要とされる書類により確認された1月の平均勤務日数又は平均就学日数をいう。

別表第2(第6条関係)

区分	配慮すべき事項		調整指数
1 世帯の状況	生活保護受給世帯		18
	ひとり親家庭		17
2 祖母の状況	非同居		4
	同居しているが就労・疾病等により保育不可		1人につき 2(4を上限とする。)
	同居しているが無職	65歳未満	1人につき -1
65歳以上		0	
3 保護者の状況	保育施設又は学童保育所での就労(就労予定を含む。)		5
	保護者が単身赴任である場合		1人につき 3
	勤務の終了時間が午前0時を超える勤務が週1回以上ある場合		1人につき 2
4 きょうだいの状況	きょうだいが在籍している保育所等の利用を希望する場合。ただし、入所日時点できょうだいが卒園又は退園する予定の場合を除く。		5
	疾病又は障がい		別表第1 5 疾病



		又は障がいの項の規定に準ずる。
	世帯内に小学生以下のきょうだいがいる場合。ただし、申込児童を除く。	1人につき 2
5 申込児童の状況	疾病又は障がい	別表第15 疾病又は障がいの項の規定に準ずる。
	入所申込みをした年度中に在籍保育所等の保育期間が満了となる見込みであるため、他保育所等の利用を希望する場合	5

別表第3(第6条関係)

保育を必要とする事由	
順位	優先区分
1	虐待又は配偶者からの暴力等
2	災害復旧
3	疾病又は障がい
4	居宅外労働
5	家庭内労働
6	妊娠・出産
7	病人等の介護
8	就学等
9	求職活動等

## 保育所等入所保留通知書

年 月 日

様

酒田市長

印

申込みのあった保育所等への入所について、次のとおり保留しますので通知します。

入所を希望する子の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所を希望する子の住所	
保護者の氏名	
入所開始希望年月日	年 月 日
入所希望保育所等	
保留となった理由	【例】 保育所入所の申し込みに際し、保育士配置基準等に基づき利用調整した結果、希望保育施設及びその他の保育施設への入所は困難であるため
保留の有効期限 (申込みの有効期限)	年 月 日

《備考》

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、酒田市を被告として(訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。